

人材紹介基本契約書

株式会社 (以下「甲」という。) 株式会社 MEDIKLECT (以下「乙」という。)
とは甲の求める人材の紹介に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （業務委託の合意）

甲は、乙に対し、甲で採用する人材の紹介を委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 （業務内容）

1. 乙は甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。
 - (1) 甲の求人に対する適切な求職者の紹介
 - (2) 前号に付帯する相談、助言、人材の開拓や調査等
2. 乙は善良なる管理者の注意義務をもって、誠実に前項の業務を履行する。

第3条 （人材紹介手数料）

1. 甲は乙の紹介に基づき求職者の採用を最終決定したときは、乙が行ったサービスに対する報酬として、採用決定した求職者（以下「採用決定者」という。）に支払う理論年収（通勤手当を除く諸手当及び賞与を含む。ただし、調整金などの一時金は含まない）の規定料率30%に相当する額の紹介手数料を乙に支払う。
2. 前項の定めに拘わらず、甲及び乙は、求人内容その他の事情を踏まえ、必要があると認められる場合、協議の上紹介手数料を別に定めることができる。

第4条 （紹介手数料の支払方法）

乙は、前条第1項に基づき算定された紹介手数料を乙の紹介に基づく各採用決定者が入社した月の末日で締めて、当該月における紹介手数料を集計の上、甲に請求書を発行する。甲は、請求書記載の発行月の当月末日迄に、消費税を加算の上、当該請求にかかる紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、振込みにかかる費用については甲が負担するものとする。

第5条 （紹介手数料の返還）

1. 乙は採用決定者が甲への入社後3ヶ月以内に、本人の都合による退社または本人の責に帰すべき事由による解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合

紹介手数料の80%

(2) 入社後1ヶ月経過以降3ヶ月経過前に雇用契約が終了した場合

紹介手数料の50%

前項の紹介手数料の返還の時期、方法その他の詳細はその都度甲乙協議の上、決定するものとする。

第6条 (守秘義務)

- 1.乙は、本契約に関連して知り得た甲の情報について、甲における人材の採用活動に関する目的以外に使用せず、また、当該情報について善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するとともに、甲の事前の書面による承諾を得ることなく第三者（乙の親会社を除く）に開示・提供してはならない。
- 2.乙は、甲の情報を本業務に関連する自己の役員、従業員等にも開示することとし、その他の従業員には開示してはならない。
- 3.本条の義務は本契約終了の日以降も継続するものとする。

第7条 (個人情報の保護)

甲及び乙は、求職者並びに甲又は乙の従業員の個人情報（個人情報の保護に関する法律第二条に定めるところによる、以下同様。）を甲における人材の採用活動に関する目的以外に使用せず、また、個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するとともに法令に基づく開示請求によらない限り、いかなる第三者に対してもこれを開示・提供してはならない。

第8条 (有効期間)

本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き1年間更新され、以後も同様とする。

第9条 (途中契約等)

- 1.甲及び乙は、前条の契約期間内であっても、6ヶ月前迄に、相手方に対して書面より通知することで本契約を解約できる。なお、この場合、相手方は解約により生じた損害の賠償を、解約した者に請求することはできない。
- 2.甲または乙が次の各号の一つに該当するときは、相手方は催告なく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 仮差押・強制執行・保全処分・破産・民事再生・会社更生等の申立てを受けたとき。
 - (2) 手形・小切手の不渡りにより、銀行等から取引停止処分を受け、もしくは支払不能に陥ったとき。

(3) 本契約に違反したとき。

第10条 (反社会的勢力排除条項)

1.甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結以前および本契約期間中において自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の次号に該当し、かつ、各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

(1) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体またはその構成員、総会屋、社会運動標榜ロゴ、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員または個人。以下「反社会的勢力」という)でないこと。

(2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

(3) 反社会的勢力を利用しないこと。

(4) 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと。

(5) 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。

2.甲及び乙は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

第11条 (活動関連)

甲は、乙が甲に対して紹介した求職者に、事前に通知することなく、当該求職者と直接連絡を取り、また、当該求職者を採用してはならない。乙が甲に紹介した日から1年以内に、甲が乙の合意なく直接接触し、採用を決定して入社せしめた場合であっても、本契約を履行したものとし、甲は乙に対し第3条1項に定める紹介料を支払うものとする。

第12条 (協議事項)

本契約に定めない事項に関しては、その都度甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

第13条 (管轄裁判所)

本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

西暦 年 月 日

(甲)

印

(乙) 東京都豊島区巢鴨1-11-2
株式会社 MEDIKLECT

代表取締役 柿間隼志

印